

業務改善助成金について (ご申請前に必ずお読みください)

1 お問い合わせ先

業務改善助成金申請にかかるお問い合わせ先は下記のとおりです。

- ・ 一般的な相談

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間：平日 9:00～17:00）

- ・ 具体的な相談（申請支援等）

熊本働き方改革推進支援センター

電話番号：0120-041-124（受付時間：平日 9:00～17:00）

（〒860-0041 熊本市中央区細工町 4-30-1 扇寿ビル 5 階）

なお、助成対象経費として認められるか等について申請前に労働局にご相談をいただいても、生産性向上・労働能率増進に資するか等を含めて申請後に精査する必要があることから、個別・具体的な回答はできませんのでご了承ください。

2 第三者が関与する申請について

本助成金の申請を代行できるのは提出代行者・事務代理・代理人に限られます。

申請者や提出代行者・事務代理・代理人以外の方から申請の具体的な内容等についてのお問い合わせにお答えすることはできません。

3 必要書類

熊本労働局ホームページ掲載の必要書類一覧をご確認いただき書類のご提出をお願いします。

4 事業実績報告について

設備投資の納品・支払は交付決定後に行っていただく必要があります。交付決定前（交付決定日当日も含む）に設備の納品・支払を行っていた場合は助成対象となりませんのでご注意ください。

また、交付決定後に交付決定内容が変更になる場合は、軽微な変更を除き、変更後の事業に着手する前に計画変更の承認を受ける必要があります。事業実績報告時に交付決定の内容から変更があるにもかかわらず、計画変更の承認を受けていないことが判明した場合は交付額確定が行えませんのでご注意ください。

例として、総事業費が高額になる場合は金額にかかわらず軽微な変更とは言えませんので計画変更の承認後に変更後の事業の納品・支払を行う必要があります。

5 その他

申請前に交付要綱・交付要領・申請マニュアル・Q&A等を必ずお読みください。

また、審査は受付順に行っております。申請期限前や地域別最低賃金改定前には申請が集中するため、審査を行うまでにお時間をいただく場合がございます。書類に不備・不足がある場合は審査完了が遅くなる場合がありますので、ご留意願います。

6 申請について

申請書等の提出は原則として郵送（特定記録・レターパック等追跡のできるもの）又は jGrants（電子申請システム）にてお願いします。

やむを得ず来局による申請書等の提出を希望される場合は、事前に電話予約をお願いします。

また、来局にて申請書を提出する場合、原則としてその場で内容等の確認はいたしません。

※ 後日申請に不備があることが判明し、申請期限等を過ぎていた場合は受付自体ができませんので、ご了承ください。

【申請先】

熊本労働局 雇用環境・均等室 業務改善助成金担当

所在地：〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本市地方合同庁舎 A 棟 9 階

電話番号：096-312-3556

メールアドレス：43kaizen@mhlw.go.jp

※ 申請後の追加資料、補正資料の受信専用メールアドレスです。申請前にご質問等をいただいても一切受付できません。ご注意ください。